

近江学園児童短期入所事業 重要事項説明書新旧対照表

新			旧			備考
2. ご利用施設			2. ご利用施設			変更
施設の種類	障害児入所施設		施設の種類	障害児入所施設		
施設の目的	障害児の保護並びに自立支援		施設の目的	障害児の保護並びに自立支援		
施設の名称	滋賀県立近江学園		施設の名称	滋賀県立近江学園		
施設の所在地	滋賀県湖南市東寺四丁目1番1号		施設の所在地	滋賀県湖南市東寺四丁目1番1号		
電話番号	0748-77-2811		電話番号	0748-77-2811		
施設長（管理者）	園長 高橋 勝守		施設長（管理者）	園長 上村 達也		
施設の運営方針について	「この子らを世の光に」の糸賀精神に基づく、子どもを主体とした養育、援助および地域支援		施設の運営方針について	「この子らを世の光に」の糸賀精神に基づく、子どもを主体とした療育、援助および地域支援		
開設年月	昭和21年11月		開設年月	昭和21年11月		
入所定員	90人		入所定員	90人		
4. 職員の配置状況			4. 職員の配置状況			変更
職種	常勤換算	指定基準	職種	常勤換算	指定基準	
施設長（管理者）	1名	1名	施設長（管理者）	1名	1名	
嘱託医	1名以上	1名	嘱託医	1名以上	1名	
看護職員	2名		看護職員	2名		
児童指導員	23名以上	23名	児童指導員	24名以上	24名	
保育士			保育士			
栄養士	1名	1名	栄養士	1名	1名	
調理員	1名	1名	調理員	1名	1名	
児童発達支援管理責任者	1名	1名	児童発達支援管理責任者	1名	1名	
心理指導担当職員	1名		心理指導担当職員	1名		
職業指導員	1名	1名	職業指導員	1名	1名	
ソーシャルワーカー	1名		ソーシャルワーカー	1名		
※職員の配置については、指定基準を順守しています。			※職員の配置については、指定基準を順守しています。			
6. 当施設が提供するサービス			6. 当施設が提供するサービス			追加変更
当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。			当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。			

種類		内容	
食事	朝食（7:45）、昼食（12:00）、おやつ（15:00）、夕食（17:15）を提供します。 アレルギーの対応等、特別な配慮が必要な場合は、相談を受けることも可能です。		
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。		
入浴	原則毎日の入浴を行います。 入浴が困難な場合には、清拭を行うなど適切な方法で実施します。		
起床、着脱衣	生活のリズムを整え、季節やその日の気候に応じた衣服の着替えを行います。		
整容（歯磨き、洗面含む）	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう必要な援助を行い、自立した生活に向けて支援します。		
安全管理	近江学園安全管理規程に基づき、安全な生活づくりに努めます。		
健康管理	利用者が短期入所利用中に怪我や病気となった場合やその他必要な場合は、速やかに保護者および実施機関に連絡を行うとともに、嘱託医師による診断、治療あるいは医療機関への緊急搬送等の必要な対応をします。		
相談および援助	利用者およびその家族からの養育、教育、福祉サービスに関する相談に応じるとともに、必要な助言、援助を行います。		

7. 利用料			7. 利用料			変更
支援の度合	短期入所サービス費 （Ⅲ）昼食あり	短期入所サービス費 （Ⅳ）昼食なし	障害程度	短期入所サービス費 （Ⅲ）昼食あり	短期入所サービス費 （Ⅳ）昼食なし	
区分1	509円	173円	区分1	509円	173円	

区分 2	6 1 5 円	2 7 9 円	区分 2	6 1 5 円	2 7 9 円																																					
区分 3	7 8 4 円	5 2 7 円	区分 3	7 8 4 円	5 2 7 円																																					
<table><tr><td>食事提供体制加算該当者</td><td>4 8 円</td></tr><tr><td>栄養士配置加算</td><td>2 2 円</td></tr><tr><td>短期利用加算</td><td>3 0 円</td></tr><tr><td>上限額管理加算該当者 (当施設が上限管理事業所で有る受給者)</td><td>1 ヶ月あたり 1 5 0 円</td></tr></table> ※なお、いずれも厚生労働省告示により金額が決定されています。 (2) 介護給付費の対象外のサービス 下記のものは介護給付費の対象外のため、サービスの提供をご希望される場合には、次の実費をお支払いいただきます。 <table><tr><td>費 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>食 費</td><td>朝食 4 0 0 円、昼食 6 0 0 円 夕食 6 0 0 円、おやつ 5 0 円</td></tr><tr><td>食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)</td><td>朝食 3 1 9 円、昼食 4 7 8 円 夕食 4 7 8 円、おやつ 5 0 円</td></tr><tr><td>光熱水費</td><td>宿泊 1 日あたり 2 1 9 円</td></tr><tr><td>その他 行事等にかかる費用</td><td>実費</td></tr></table>			食事提供体制加算該当者	4 8 円	栄養士配置加算	2 2 円	短期利用加算	3 0 円	上限額管理加算該当者 (当施設が上限管理事業所で有る受給者)	1 ヶ月あたり 1 5 0 円	費 目	金 額	食 費	朝食 4 0 0 円、昼食 6 0 0 円 夕食 6 0 0 円、おやつ 5 0 円	食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)	朝食 3 1 9 円、昼食 4 7 8 円 夕食 4 7 8 円、おやつ 5 0 円	光熱水費	宿泊 1 日あたり 2 1 9 円	その他 行事等にかかる費用	実費	<table><tr><td>食事提供体制加算該当者</td><td>4 8 円</td></tr><tr><td>栄養士配置加算 (H21. 4. 1 より新設)</td><td>2 2 円</td></tr><tr><td>短期利用加算</td><td>3 0 円</td></tr><tr><td>上限額管理加算該当者 (本園が上限管理事業所で有る受給者) (H21. 4. 1 より新設)</td><td>1 ヶ月当たり 1 5 0 円</td></tr></table> ※なお、いずれも法改正により金額が決定されています。 (2) 介護給付費の対象外のサービス 下記のものは介護給付費の対象外のため、サービスの提供をご希望される場合には、次の実費をお支払いいただきます。 <table><tr><td>費 目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>食 費</td><td>朝食 4 4 0 円、昼食 6 6 0 円 夕食 6 6 0 円、おやつ 5 0 円</td></tr><tr><td>食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)</td><td>朝食 2 8 6 円、昼食 4 2 8 円 夕食 4 2 8 円、おやつ 5 0 円</td></tr><tr><td>共益費</td><td>宿泊 1 日当たり 6 3 円</td></tr><tr><td>その他 行事等にかかる費用</td><td>実費</td></tr></table>			食事提供体制加算該当者	4 8 円	栄養士配置加算 (H21. 4. 1 より新設)	2 2 円	短期利用加算	3 0 円	上限額管理加算該当者 (本園が上限管理事業所で有る受給者) (H21. 4. 1 より新設)	1 ヶ月当たり 1 5 0 円	費 目	金 額	食 費	朝食 4 4 0 円、昼食 6 6 0 円 夕食 6 6 0 円、おやつ 5 0 円	食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)	朝食 2 8 6 円、昼食 4 2 8 円 夕食 4 2 8 円、おやつ 5 0 円	共益費	宿泊 1 日当たり 6 3 円	その他 行事等にかかる費用	実費	変更
食事提供体制加算該当者	4 8 円																																									
栄養士配置加算	2 2 円																																									
短期利用加算	3 0 円																																									
上限額管理加算該当者 (当施設が上限管理事業所で有る受給者)	1 ヶ月あたり 1 5 0 円																																									
費 目	金 額																																									
食 費	朝食 4 0 0 円、昼食 6 0 0 円 夕食 6 0 0 円、おやつ 5 0 円																																									
食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)	朝食 3 1 9 円、昼食 4 7 8 円 夕食 4 7 8 円、おやつ 5 0 円																																									
光熱水費	宿泊 1 日あたり 2 1 9 円																																									
その他 行事等にかかる費用	実費																																									
食事提供体制加算該当者	4 8 円																																									
栄養士配置加算 (H21. 4. 1 より新設)	2 2 円																																									
短期利用加算	3 0 円																																									
上限額管理加算該当者 (本園が上限管理事業所で有る受給者) (H21. 4. 1 より新設)	1 ヶ月当たり 1 5 0 円																																									
費 目	金 額																																									
食 費	朝食 4 4 0 円、昼食 6 6 0 円 夕食 6 6 0 円、おやつ 5 0 円																																									
食 費 (通所施設等食費軽減措置適用)	朝食 2 8 6 円、昼食 4 2 8 円 夕食 4 2 8 円、おやつ 5 0 円																																									
共益費	宿泊 1 日当たり 6 3 円																																									
その他 行事等にかかる費用	実費																																									
8. 苦情の受付について (1) 当施設における苦情の受付 当施設における苦情は以下の窓口で受け付けます。 ○苦情受付窓口 (担当者) 副園長 小 嵐 佳奈美			8. 苦情の受付について (1) 当施設における苦情の受付 当施設における苦情は以下の窓口で受け付けます。 ○苦情受付窓口 (担当者) 副園長 松岡 史子			変更																																				
9. 虐待防止への取り組み			9. 虐待防止への取り組み			変更																																				

当施設では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき「虐待防止対応要領」を定め、虐待防止の取り組みを行っています。 また、虐待防止対応責任者は虐待防止を図るため、「権利擁護・虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、定期的に委員会を開催して、日頃から虐待防止の啓発に努めています。 虐待防止に関する相談窓口 （１）当施設における相談窓口 ○虐待防止対応責任者（担当者） 副園長 小 嵐 佳奈美	当施設では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき「虐待防止対応要領」を定め、虐待防止の取り組みを行います。 また、虐待防止責任者は虐待防止を図るため、「権利擁護・虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、定期的に委員会を開催して、日頃から虐待防止の啓発に努めています。 虐待防止に関する相談窓口 （１）当施設における相談窓口 ○虐待防止対応責任者（担当者） 副園長 松岡 史子	変更 変更
--	---	---------------------